

スノースケープ規約

Updated 2020.11.05

第1章 名称：

当クラブは、スノースケープ（英文名： SnowScape）と称する。

第2章 目的・組織：

当クラブは、クラブ員のスキー技術向上と、その他のスポーツ活動を通してクラブ員相互の親睦を計ることを目的として、当クラブの趣旨に賛同する健全な男女を持って組織する。

第3章 事業：

当クラブは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- スキーを主体としたあらゆるスポーツにおいてチームワークを養い、健全な社会人としての自覚と誇りを持つような人間育成。
- スキー及びその他の指導者の育成。
- スキー講習会・研究会、及びその他スポーツに関する行事の実施。
- スキー競技会の開催、並びに代表選手の派遣。
- その他、スキーの技術向上に必要と認める事業。

第4章 事務所：

当クラブの事務局は、東京都内に置く。

第5章 役員：

当クラブは、次のスタッフを置く。

スタッフの構成

チェアマン	（会長）	1名
ディレクター	（理事長）	1名
マネージャ	（会計）	1名
スタッフ	（理事）	若干名
セキュリティ	（安全対策）	1名
SAT アドミ	（事務担当）	1名
オーディター	（監査）	1名
アドバイザー	（顧問）	若干名

スタッフの任務

- チェアマンは、本会を統括し代表する。
- ディレクターは、スタッフのリーダーとして運営統括する。
- マネージャ及び各スタッフは、本会を執行し、クラブ員のスキー技術の向上、安全スキー、その他のスポーツ活動の企画運営に勤める。
- セキュリティは、都連安対部関連を担当し、安全スキーに関する企画、助言をする。
- SAT アドミニストレータは、東京都スキー連盟に関する事務連絡を担当する。
- オーディターは、予算執行が公正に行われている事を監査する。
- アドバイザーは、必要に応じてスタッフに助言をする。

スタッフの選出

- スタッフミーティングで、推薦し、総会において承認を受ける。
- スタッフの任期は、1年とし留年を妨げず。
- スタッフ中欠員が生じた場合は、適時、スタッフミーティングを開催し、これを補員する。

第6章 クラブ員：

- クラブ員は、年会費3,000円、及び登録料を9月末日までに納入する。
- クラブ員は、クラブ員としての自覚を持って、クラブ行事に積極的に参加する。
- クラブ員は、住所、電話番号、勤務先などの変更、その他クラブ活動に影響を及ぼすことが生じた時は、事務局に報告する。
- クラブ員は、全日本スキー連盟（SAJ）又は、東京都スキー連盟（SAT）に登録する。
- 1級保持者が、準指導員及び都連主催のテクニカルプライズ・クラウンプライズを受験する場合など、検定会競技会などに参加する場合は、スタッフミーティングの承認を得、会長の推薦を受けねばならない。
- クラブ員は、傷害保険に加入し、必要に応じて個人賠償保険にも加入する。

第7章 入会・退会：

- 入会金は3,000円（但し、2019,2020年度は無料）とする。
- 新入会員になる場合、年1回以上、当クラブの行事に参加していることが望ましい。
- 新入会員は、会員の紹介があることが望ましい。
- 新入会員でスキー1級保持者が準指導員受験を希望する場合は、受検年度の少なくとも1年前に入会する。
- 新入会員が前年度にクラブ行事に参加している場合は、総会の定足数に入り議決権を与える。過去に参加していない場合は、オブザーバーとして総会に参加できるが定足数、議決権は無いものとする。
- 当クラブの規約に反し、会員としてのあるまじき行為があると認められた時は、スタッフミーティングにおいて除名することができ、会費の返還はしない。
- 2年続けて会費を未納した者は、前もって通知し退会とする。
- 退会后、再びクラブ活動に参加を希望する場合、スタッフミーティングの承認により認める。

休部扱いについて

趣旨：長期出張、転勤、出産などやむを得ない理由により、休部の申し出があった場合、スタッフミーティングの承認により休部とし年会費を免除する。休部期間は、原則として3年間を限度とし、スタッフに連絡のない場合は退会とする。尚、再びクラブ活動に参加できるようになった場合は、速やかにチェアマン又はディレクターに申し出て、復部の承認を受ける。

- 年会費：免除する
- 登録：SAT登録を行うが、登録費は会計が負担する
- 名簿：休部員としてクラブ員名簿には掲載する
- 議決権：総会での議決権は無く、定足数にも入れない
- 復部：3年以内に復部の申請が無ければ自動的に退会とする。
但し、連絡があれば休部を継続できる。

家族会員について

範囲：同じ住所に同居する家族で、夫、妻、子供（何人でも）、父、母、祖父、祖母までを含む。
会費：年会費は一人分（または、1回分）とする。つまり、一家族を一会員として、1項の範囲以内で何人いてもいい事とする。合宿などクラブ行事に参加する場合は、ビジターではなくクラブ員と同等であるものとして扱う。

- 条件：*
- * 家族会員は全員シーズン前にSAJ、又はSAT登録し登録料を支払う。
 - * 家族会員は全員スキー障害保険に入る事。
 - * 少なくとも一人は、メールアドレスを持っていて、メーリングリストによる告知を受信し、ホームページを閲覧することが出来る事。
 - * この条件に当てはまらない家族は、一般参加者と同じ扱いとする。

- 子供の独立： 子供については、同居していても、学校（大学院以上を含まず）を卒業した時点で、家族会員から独立して年会費を払う。入会金は要らない。
- 別居の場合： 登録した家族会員が単身赴任（又は、就学の為の別居）となって、家族から離れた場合であっても認める事とする。

第8章 会 計：

当クラブの会計年度は、9月1日に始まり翌年8月31日で終わる。

会計は帳簿として、収支台帳、銀行預金通帳、領収書スクラップブックを管理保存し、5年間保存する。

会計年度末に会計監査を受ける。

決算報告、予算案を総会において発表し承認を受ける。

第9章 総 会：

クラブ総会は、会計年度終了後一ヶ月以内に開催しなければならない。

総会の主な目的は、スタッフによる運営に関してクラブ員の総意によって、その活動運営を承認する事とする。

定足数はクラブ員の過半数の出席（委任を含む）を要し、議事承認はその過半数を要する。

定足数に満たない場合、及び、総会で承認されない事項がある場合は、スタッフミーティングにより再検討を行い過半数の同意より議決し、クラブ員に知らせる。

第10章 付 則：

- ・当クラブは、東京都スキー連盟に加盟する。
- ・当クラブの規約を変更する時は、スタッフ ミーティングにおいて過半数の同意を要する。
- ・スタッフ ミーティングあるいはこれに準ずる集会（インターネットによる連絡を含む）を原則として、毎月1回開催する。
- ・本規約の別段の定めなき事項は、スタッフ ミーティングの決議を持って決定する。
- ・当クラブの諸行事中に生じた傷害事故は各個人の負担とする。
- ・合宿を行う場合の、講習料、指導料、ビジター料は次のとおりとする。

講習料	=	1単位(2時間)で、500円
指導料	=	1日ごとに1000円、(ただし、受講生一人/1単位の場合は、500円)
ビジター料	=	1単位(2時間)で、1000円

主な連絡先

東京都スキー連盟（SAT）：

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-15 平河町小池ビル 2階

TEL : 03 - 3262 - 2491

FAX : 03 - 3264 - 6540

全日本スキー連盟（SAJ）：

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館内

TEL : 03 - 3346 - 7983

記 事

- 令和2年2月 変更 - 年会費、入会金（2019・2020年度は無料）など
- 平成24年9月 変更 - 入会金の削除、付則の追加、個人賠償保険の追加など
- 平成18年9月 変更・追加 - 第8章 入会・退会：5項新入会員の定足数議決権、9項休部扱いについて
- 平成12年9月 追加 - 第10章総会：及び第9章会計：ほか
- 平成11年9月 追加 - 第8章9項家族会員について
- 平成11年6月 作成

公認パトロールの役割

Updated 3 November 1999

SnowScape における SAJ 公認パトロールの役割をまとめました。傷害対策担当者として登録されるためスタッフに加わる事になります。将来 2 名以上になった時には、交代で担当することになります。

SAT 安全対策部（安対部）との窓口

SAT 安対部の行事紹介と参加

- 安対担当者講習会
- 日赤救急法講習会
- 公認パトロール養成講習会、および検定申込み
- 公認パトロール会議への出席

クラブ外の安対活動

- 他クラブの公パト、スキー場の現役パトとの親睦交流、情報交換

クラブ内の安対活動

- SAT に対してクラブの傷害対策担当者として登録される
- スタッフの一人となりスタッフミーティングに出席
- SAT 安対部主催行事参加の推進
- 公認パトロール受験者の指導・育成
- クラブ員のスキー傷害保険加入の掌握
- クラブ行事での傷害発生・処置などの把握
- スキー学校を開設する場合、施設傷害保険への加入（将来）
- スキー学校を開設する場合、スキー学校傷害報告書の作成提出（将来）

承 認

この内容は、1999 年 10 月 23 日のスタッフミーティングで確認承認された。

慶弔規定

Updated 05 November 2020

慶弔費として 10,000 円程度を予算計上する。
但し、2003 年度は 15,000 円程度を予算計上する。

クラブ員の結婚・弔事

クラブ員が結婚した場合、祝電（3,000 円程度）を出す。
クラブ員同士で結婚した場合、祝電（同上）とお祝い金（5,000 円）を出す。
クラブ員本人、又は、クラブ員の一親等（実の両親、実の子供）が無くなった場合、香典（5,000 円）を出す。

手続き

第一報を受けたスタッフが、スタッフ全員にメールで連絡する。
第一報を受けたスタッフは詳細をマネージャに伝える。
マネージャは Chairman 又は Director に確認をする。
マネージャが祝電を出し、精算する。
お祝い金、香典は最初に当人に会うスタッフ、またはクラブ員が立替えて、後日精算する。

その他の慶弔に関して

その都度状況に応じてスタッフ間で協議する。
例；他クラブの創立記念の祝電
恩師・ショップ関係者の弔事など

承認

この内容は、スタッフ間のメール交換で確認（2002 年 6 月 11 日）され、第四回総会（2002 年 11 月 28 日）で承認された。

記事

令和 2 年 11 月 5 日 「クラブ員の結婚・弔事」に『クラブ員本人』を追記

日赤救急法講習検定会の教材費補助に関する申し合せ

Updated 3 November 2004

あなたの力で、家族、友人、会社・近隣の人々の「いのち」を救えるかもしれない。

目 的

クラブ員が救命、応急手当をしなければならない場面に遭遇した場合に、自信と勇気を持って、必要な救急処置（心肺蘇生及び応急手当など）を施す事ができる様になるために、日本赤十字社が主催する救急法講習検定会を受講する事を奨励し、スノースケープの会計から補助する事を申し合わせる・・・と堅く書いてしまいましたが、早い話が、日赤救急法を勉強して実技講習を受ける事によって、先ず「生命の危険」とはどういう物・状態である事を知り、回避するすべを知って自分自身を守る事が第一目的として考えてください。

次に、家族、友人、会社の同僚、近所の人々などが自分の目の前で意識を無くした時、出血した時、骨折した時、毒蛇にかまれた時などの状況のもとで、自分がどのような処置をすればいいかを知る事。二次事故を回避し、正しい処置が出来る技術を持っている事により、人々を介助し、症状の緩和、応急手当、心肺蘇生などが出来るようになればいいかと思えます。また、アウトドアスポーツやケガの多いスポーツをするクラブ員としてケガの処置を知っておく事は重要な事だと思えます。

現在、スノースケープには救急法の講習を受たクラブ員、看護師資格を持っている者が三名（2010/9 現在）います。しかし、それで十分とは言えません。それらの人たちが事故の現場にいるとは限らないし、またそれらの人たち自身が傷病者になった時には現場に居るクラブ員自らの助けが必要になります。この様に考えると、理想的にはクラブ員の二～三人に一人は講習を受けている状態になれば・・・と思ひ、日赤救急法受講の際の費用補助を提案しました。

対 象

クラブ員及び家族会員を対象とする。

消防署・区市町村などが主催する講習会があるが、ここでは日本赤十字社が主催する救急法講習会及び検定会を対象とする。

補 助

- 教材費として 3,000 円（2002/6 現在）を補助する。
- 補助は初回の教材費のみとする。
- 救急法の講習の受講証と検定合格後の救急法救急員認定証を受ける。
- Chairman 又は Director に認定証を提示して、補助金を受け取る。
- Chairman 又は Director は安全対策積立金から補助金を支出する。

そ の 他

日本赤十字社 東京支部の救急員養成講習（18 時間、検定を除く）サイトはこちらから参照。
合格証の有効期間は 3 年間、つまり、3 年後に再受講・再検定を受けなければ失効する。
尚、この更新のための、2 回目以降の教材費は自己負担となる。
SAJ 公認パトロールを受検するためには、合格証が必要。

承 認

この内容は、スタッフ間のメール交換にて了承（2002 年 6 月 22 日）され、第四回総会で承認（2002 年 11 月 28 日）された。